

第2章 大気環境移動測定車による調査結果

大気汚染自動測定機を設置していない地域の汚染状況を把握する目的で、大気汚染移動測定車を一定期間設置して調査を行っている。令和3年度は九重町で調査を行った。

なお、測定時間が6,000時間に満たないため、環境基準の長期評価の対象となる有効測定局としての扱いはしていない。

<調査地点・期間>

調査地点：九重町役場（玖珠郡九重町）

調査期間：令和3年4月14日～令和3年5月13日

<測定結果>

測定結果について、表2-1に示す。

一酸化炭素、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質のいずれも環境基準の超過はなかった。一方、光化学オキシダントについては環境基準を超過した。

表2-1 測定項目及び調査結果

調査地点	調査期間	一酸化炭素			一酸化窒素		二酸化窒素		二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		オキシダント		風向	風速	
		日平均値	8時間値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	昼間の日平均値	昼間の1時間値	1時間値	日平均値	1時間値
		最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最頻風向	最高値	最高値
		最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	その割合	最低値	最低値
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	CALM割合	平均値	平均値
ppm			ppb		ppb		ppb		μg/m ³		ppb		%	m/s			
九重町役場 (玖珠郡)	4月14日	0.6	0.8	1	5	18	9	23	6	19	34	79	69	96	SE	2.4	4.4
	～	0	0	0	2	2	3	0	1	0	9	0	38	17	38	0.9	0
	5月13日	0.4	0.4	0.4	3	3	5	5	3	4	18	18	52	52	5	1.7	1.7
環境基準 (参考)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下			—		1時間値の1日平均値が40ppbから60ppbまでのゾーン内又はそれ以下		1時間値の1日平均値が40ppb以下であり、かつ、1時間値が100ppb以下		1時間値の1日平均値が100μg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が200μg/m ³ 以下		1時間値が60ppb以下		—	—		